

狛江市と一般財団法人モバイルスマーフトタウン推進財団との インバウンド観光推進に関するパートナーシップ協定書

狛江市（以下「甲」という。）と一般財団法人モバイルスマーフトタウン推進財団（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、インバウンド（訪日外国人旅行）観光推進に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、インバウンド観光推進に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 日本の伝統文化の海外への紹介に関すること。
- (2) 在日外国人、外国人観光客等（以下「外国人等」という）向けに多言語化した情報を提供する仕組みを構築すること。
- (3) 外国人等への観光情報、避難情報等の提供に関すること。
- (4) その他インバウンド観光推進に資する取組みに関すること。
- (5) 国内旅行者等への同様の情報提供に関すること。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。この場合において、具体的な実施事項については、甲及び乙の協議の上、決定する。

3 乙は、本条に規定する事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社等を実施させることができる。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1箇月前までに、甲及び乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、本協定は更新され、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏洩せず又は本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和2年2月26日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目
狛江市

狛江市長 松原俊雄

乙 東京都千代田区紀尾井町4番

ニューオータータニビジネスコ

一般財団法人モバイルスマ

代表理事 志太勤

